平成２８年（フ）第１２９６号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅19―207
破産者　小舟　保雄
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１６１号
東京都三鷹市新川３丁目10番２号Ｓ・フォレスタⅠ201
破産者　竹村　美緒
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８６号
東京都町田市玉川学園４丁目19番41号
破産者　千葉光太郎
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５９号
東京都世田谷区野沢４丁目13番８号
破産者　株式会社アナグラム
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５号
岐阜県高山市新宮町265番地の１
破産者　有限会社岩垣工務店
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１７８６号
福岡市中央区舞鶴２丁目８番22号、前住所福岡市東区唐原５丁目８番56―305号
破産者　長坂　光和
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４７号
福岡市南区屋形原４丁目18番25―１号、前住所福岡市南区曰佐３丁目37番７―101号
破産者　飯尾　英明
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２１６号
福岡市博多区東雲町１丁目４番11号
破産者　小川　英雄
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２号
群馬県高崎市天神町79番地２、住民票上の住所群馬県渋川市金井2734番地537
破産者　中市　往宏
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２２号
兵庫県伊丹市高台３丁目43番地１　104号
破産者　木尾　龍子
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１９２２号
福岡市早良区田村６丁目２番46号
破産者　山元　秀人
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４２号
福岡市博多区諸岡５丁目27番47―202号、前住所福岡市西区下山門２丁目４番３―305号
破産者　石井　翔
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８１号
福岡県春日市須玖南５丁目63番地　アーサー須玖リベックスⅡ203号
破産者　長岡　哲郎
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５９４号
北海道恵庭市泉町160番地　（マンション片石106号）
破産者　三瓶　真臣
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１４０号
札幌市豊平区中の島１条１丁目６番16―701号
破産者　鈴木　基
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９２号
仙台市太白区茂ケ崎３丁目５番17号　エマーブル茂ヶ崎205
破産者　柴田　美香
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３６２号
茨城県那珂市杉1401番地２、開始決定時の住所茨城県ひたちなか市稲田1275―３　スタジョーネＢ103号室
破産者　柳　明男
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３６７号
茨城県那珂郡東海村大字石神外宿2523番地５
破産者　松本　明夫
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２７号
栃木県足利市葉鹿町1336番地14
破産者　石田　実
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第２８号
栃木県足利市葉鹿町1336番地14
破産者　石田　知子
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部